

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く）」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」については、令和6年4月1日から、下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

巖原港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番43	岸壁けい留船と交通する者に限る。

を

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原1号岸壁(105メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番44	岸壁けい留船と交通する者に限る。
久田岸壁(A)及び(B)(280メートル)	長崎県対馬市巖原町久田字向山788番26及び788番37	〃

に改める。

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番43	

を

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原1号岸壁(105メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番44	
久田岸壁(A)及び(B)(280メートル)	長崎県対馬市巖原町久田字向山788番26及び788番37	

に改める。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番43	岸壁けい留船に積卸しする者に限る。

を

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
巖原1号岸壁(105メートル)	長崎県対馬市巖原町東里字野良301番7から301番44	岸壁けい留船に積卸しする者に限る。
久田岸壁(A)及び(B)(280メートル)	長崎県対馬市巖原町久田字向山788番26及び788番37	〃

に改める。

令和6年4月1日
巖原税関支署長 福本 宏幸